

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月5日
【事業年度】	第17期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ファルテック
【英訳名】	FALTEC Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 文屋 仁志
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-0290
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 篠田 好洋
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-0290
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務執行役員 篠田 好洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2021年6月25日に提出いたしました第17期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）有価証券報告書に添付しております「独立監査人の監査報告書」の記載事項の一部に原本と異なる箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

独立監査人の監査報告書

3【訂正内容】

訂正箇所は、_____を付して表示しております。

（訂正前）

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

英国子会社に対する貸付金における貸倒引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、財務諸表上、英国子会社である FALTEC EUROPE LIMITEDに対する貸付金5,066百万円が計上されており、総資産の約11.2%を占めている。また当事業年度において当該貸付金に対して373百万円の貸倒引当金繰入が行われており、結果として2,071百万円の貸倒引当金が計上されている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）3.（1）貸倒引当金に記載のとおり、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に対し貸倒引当金を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、FALTEC EUROPE LIMITEDに対する貸付金の回収不能見込額の見積りについては同社の財政状態に同社の中期計画を考慮して算出している。</p> <p>また、中期計画の見積りにおける重要な仮定は、これに含まれる売上高、営業費用の見積りであり、これらは将来の予想生産台数及び受注計画等を考慮して作成されている。</p> <p>FALTEC EUROPE LIMITEDに対する貸付金の回収不能見込額の見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、FALTEC EUROPE LIMITEDに対する貸付金の回収不能見込額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>貸付金の回収不能見込額の検討プロセスを理解するために、会社の内部規定の閲覧および経営者との協議を実施した。</p> <p><u>同社の2020年12月末時点の財政状態の正確性を確かめるために、同社の財政状態と構成単位監査人による監査済みの財務数値との一致を確認した。</u></p> <p>経営者の中期計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における中期計画とその後の実績を比較した。</p> <p>中期計画の基礎となる売上高の見積りについては、将来の予想生産台数及び受注計画等を含め経営者と協議を行うとともに、構成単位監査人を関与させ、利用可能な外部情報と比較した。また営業費用については、構成単位監査人を関与させ、過去実績から趨勢分析を実施した結果と、営業費用の見積りを比較した。</p>

(訂正後)

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

英国子会社に対する貸付金における貸倒引当金	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、財務諸表上、英国子会社である FALTEC EUROPE LIMITED に対する貸付金 5,066 百万円が計上されており、総資産の約 11.2% を占めている。また当事業年度において当該貸付金に対して 373 百万円の貸倒引当金繰入が行われており、結果として 2,071 百万円の貸倒引当金が計上されている。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）3.（1）貸倒引当金に記載のとおり、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に対し貸倒引当金を計上している。</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、FALTEC EUROPE LIMITED に対する貸付金の回収不能見込額の見積りについては同社の財政状態に同社の中期計画を考慮して算出している。</p> <p>また、中期計画の見積りにおける重要な仮定は、これに含まれる売上高、営業費用の見積りであり、これらは将来の予想生産台数及び受注計画等を考慮して作成されている。</p> <p>FALTEC EUROPE LIMITED に対する貸付金の回収不能見込額の見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、FALTEC EUROPE LIMITED に対する貸付金の回収不能見込額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>貸付金の回収不能見込額の検討プロセスを理解するために、会社の内部規定の閲覧および経営者との協議を実施した。</p> <p><u>貸倒引当金の算定の基礎となる同社の 2020 年 12 月末時点の純資産額について、構成単位監査人による監査済みの財務数値との一致を確かめた。</u></p> <p>経営者の中期計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における中期計画とその後の実績を比較した。</p> <p>中期計画の基礎となる売上高の見積りについては、将来の予想生産台数及び受注計画等を含め経営者と協議を行うとともに、構成単位監査人を関与させ、利用可能な外部情報と比較した。また営業費用については、構成単位監査人を関与させ、過去実績から趨勢分析を実施した結果と、営業費用の見積りを比較した。</p>

以上